

## 川重テクノロジー株式会社 業務受託契約条件書

### 第1条（目的）

本条件書は、川重テクノロジー株式会社（以下当社という）が、委託者であるお客様から受託する、分析・試験・評価・計測・解析・調査、及び、システムの開発、物品の製造または加工（以下本業務という）を遂行するために必要な、お客様と当社との間の基本的な合意事項を定めたものです。

### 第2条（適用範囲）

お客様及び当社は、次条で成立した個別契約及び本条件書に従い契約を履行するものとします。ただし、個別契約の定めが本条件書の定めるところと相違する場合は、その部分に限り個別契約の定めが優先して適用されるものとします。

### 第3条（個別契約）

次の各号のいずれかに該当した場合、本業務の個別契約が成立するものとします。

- (1) お客様のお問合せに基づいて当社が見積書を提示し、お客様がこれを承諾したとき。
- (2) お客様と当社の間で、契約書を作成・締結したとき。
- (3) お客様のお申込に対し、当社が受託を承諾したとき。

### 第4条（支払）

1. お客様は、個別契約で定めた委託料を、本業務終了後に当社が発行する請求書到着後、翌月末までに当社が指定する銀行口座に振り込んでいただくものとします。
2. 前項に拘わらず、お客様とのお取引状況を勘案し、本業務着手前に費用の全額又は一部を請求させていただき、入金後の着手をお願いする場合がございます。
3. 振込手数料は、お客様ご負担とします。

### 第5条（試料等および情報提供）

1. お客様は、本業務の遂行に必要な試料・機材・情報等を無償で当社に提供するものとし、当社は、それらを善良なる管理者の注意をもって使用し、保管いたします。ただし、当社の受入基準を満たさない試料等については、受入を拒否することができるものとします。
2. 当社は、試料・機材等についての安全情報を、お客様より事前にご連絡いただけるものとします。万一、連絡不備に起因するトラブルが生じた際は、両社協議の上、その措置を決定するものとします。
3. 本業務終了後、返却可能な試料・機材等は原則としてお客様に返却します。なお、返却に要する費用は、別段の定めがない限り、お客様のご負担とします。

### 第6条（報告・納入）

1. 当社は、個別契約にて定めのある場合は、個別契約に定めた期日までに本業務の成果物をお客様に納入します。
2. 成果物の納入方法は、両社協議の上、個別契約で定めるものとします。
3. 個別契約にて定めのある場合は成果物の納入をもって、その定めのない場合は、当社からの本業務終了の報告をもって、本業務は終了するものとします。

## 川重テクノロジー株式会社 業務受託契約条件書

### 第7条（責任・免責）

1. お客様が成果物を利用することにより生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。
2. 当社の責に帰すべき理由により、本業務に誤りがあったときは、お客様と協議の上、当社負担による本業務の再実施、または、個別契約の契約額を上限として、お客様が被った損害を賠償します。ただし、お客様に生じた逸失利益、使用損失、操業損失、機会損失、及び二次的損害、間接的損害については除くものとします。本措置の実施期間は、第6条3項に定める本業務の終了後一年以内とします。
3. お客様の要求仕様に基づき作成した当社の成果物が、第三者の知的財産権に抵触した場合、当社は一切の責を負わないものとします。
4. お客様は、当社による成果物を原則として日本国内においてのみ利用することができるものとします。海外への開示や出荷を行う場合は、お客様の責任でご対応いただくものとし、当社は免責とします。
5. 天変地異及びその他やむを得ない事情により本業務の遂行が困難となったときは、当社は、お客様にその旨を通知することにより本業務を終了させることができるものとします。当該理由による本業務の終了に伴う費用・経費の取扱いについては、第9条1項によるものとします。
6. 第5条1項によりお客様から提供を受けた試料・機材等が、天変地異及びその他やむを得ない事情により滅失、毀損、変質等したときは、当社は一切の責を負わないものとします。

### 第8条（秘密保持）

1. 当社は、お客様から本業務の遂行にあたって開示、提供を受けた、必要な試料・機材・情報等及び成果物（以下秘密情報という）について、お客様の書面による事前承諾がない限り、情報を第三者に開示し、または目的以外のために使用しないものとします。ただし、次の各号の一つに該当する情報はこの限りではありません。
  - (1)お客様から知得する以前に既に保有していたと証明できるもの
  - (2)お客様から知得する以前に既に公知のもの
  - (3)お客様から知得した後に当社の責によらない事由により公知となったもの
  - (4)正当な権利を有する第三者から適法に知得したもの
  - (5)開示情報によらず独自に開発したもので、かかる事実を証明できるもの
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、再委託に必要な範囲で、秘密情報を当該委託先に開示できるものとします。ただし、当該再委託先に対して、当社が前項の規定にもとづき負担する義務と同様の義務を負担させるものとします。
3. 本条の各規定は、本業務の完了から3年間有効とします。

### 第9条（個別契約の変更・解約）

1. お客様および当社は、やむを得ない事情等により個別契約の遂行が困難となった場合は、両者協議の上、個別契約を変更または解約できるものとします。この場合の委託料は、両者協議の上相当と認められる金額に変更するものとします。
2. 個別契約成立後に、お客様の事由により個別契約を解約する場合、当社は発生した費用をお客様に請求できるものとします。

## 川重テクノロジー株式会社 業務受託契約条件書

### 第 10 条（係争案件への関与）

1. 当社は、係争中、または、係争を前提とした業務の受託は行わないものとします。
2. 個別契約成立後も、係争に関わるものと判明した場合は、当社は契約を解除し、発生した費用をお客様に請求できるものとします。
3. 成果物により、お客様と第三者が係争関係に置かれた場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

### 第 11 条（反社会的勢力）

お客様が暴力団およびその他の反社会的勢力であること、または、何らかの関わりがあることが明らかになった場合は、当社は契約を即時解除することができるものとします。その際にお客様が被った損害については、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。

### 第 12 条（本条件書の変更）

当社は、当社のホームページに本条件書を掲載することにより、必要に応じて、その内容を随時変更することができるものとします。個別契約には、その成立時点において有効な条件書が適用されます。

### 第 13 条（裁判管轄）

本条件書及び個別契約に基づく本業務の遂行に際し、お客様と当社とで紛争が生じた際は、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所と定めます。

### 第 14 条（協議事項）

本条件書の規定に関する解釈上の疑義、または、本条件書の規定にない事項については、お客様と当社との協議により、これを解決するものとします。

### 第 15 条（付則）

本条件書は、2019年3月1日以降に締結される個別契約について適用されます。